

令和元年第8回農業委員会総会

1 日 時 令和元年8月28日(水)
午前9時57分～午前10時05分

2 場 所 大竹市役所3階第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	6	正木 静夫
2	小川 裕希恵	7	田中 博幸
3	古木 麻知子	8	竹端 只雄
4	島原 順二	9	橋村 實男
5	豊原 道教		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	最適化推進委員 松本 勝行		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	小田 健治	事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男
事務局主幹	前田 新吾	事務局書記	早川 正二

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	議案第13号	非農地証明の申請について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和元年第8回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、令和元年第8回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において9番橋村實男委員、2番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

廣兼会長

これより、日程第1議案第13号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは議案第13号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は2ページ、地図は3ページをご覧ください。4ページ目の地番図はちょうど3ページに表示されております〇〇番〇〇の隣に位置する地番図となっております。公図がたまたま当該地で分かれておりましたので、参考地番図としてつけております。

では申請地についてご説明いたします。所在は、東栄一丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は73㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は15㎡の2筆合わせて88㎡の土地です。

申請人は、大竹市東栄一丁目にお住いの〇〇 〇〇さんと〇〇 〇〇さんご夫婦の共有地となっております。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和44年、月日不詳となっております。場所は、東栄一丁目にあります、さかえ公園入口前の市道を岩国方面に概ね50mほど行った道路沿いの土地になります。改廃年月日につきましては、建物の建築年を記載しており、建築年は、申請人に根拠資料として提出していただきました登記記載事項証明書の写しで確認しております。先ほどご説明しました地番図4ページにあります申請地に隣接しております〇〇番〇〇とこのたびの申請地〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の3筆の敷地を一体利用した状態で、現在2階建ての共同住宅が建っております。

お手元にお配りしました資料1をご覧ください。広島県が作成いたしました農地法関係事務処理ガイドラインから抜粋しました農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの非農地証明に関するものでございます。3ページをお開きください。こちらに非農地証明の対象としないものとしてカッコつきの番号で7項目挙げております。今回の申請地は、このなかの（1）に該当するものです。ここにありますように昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地、いわゆる無断転用地は非農地証明の

対象としないとなりますが、但し書きで、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできることが明記されております。

本案件は、この事務取扱ガイドラインに当てはまる事案と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。8番竹端委員お願いいたします。

竹端委員

8月8日に住田さん、小川さん、古木さんと4人で現地調査を行いました。今住田さんから説明がありましたように、登記は田と畑ですが、昭和44年から隣接地とともに、宅地として一体利用し、共同住宅一棟が建っております。地目変更の申請に問題は無いと思います。

廣兼会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。3番古木委員お願いいたします。

古木委員

私も竹端委員とご一緒させていただきましたが、竹端委員の意見と同じです。以上です。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。

お諮りいたします。本日議決された各案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和元年第8回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。